

1. パブコメ制度成立までの概要

	内容
平成19年4月1日	「寒川町自治基本条例」の施行
平成19～20年度	第1期まちづくり推進会議において「パブリックコメント手続に関する規則(素案)」を検討し、町に報告する。
平成21年9月1日	「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」の施行
平成25年4月1日	「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」の一部改正 (閲覧場所等に町民センター分室を追加)
平成27年度～	地域への周知強化として、パブリックコメントの実施に際し「自治会回覧」を開始

2. パブリックコメントの対象等

○対 象

- (1) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の策定又は改廃
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の策定又は改廃
- (3) 町民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則若しくは規程又は要綱等の策定又は改廃
- (4) 町の総合計画、部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、指針等の策定又は改廃
- (5) 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
- (6) 町が行う公共施設整備又は市街地開発事業に関する計画の策定又は改廃
- (7) このほか、事業効率の検証が必要な事務事業その他の町民の生活に深く関わること等の理由によりパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの

ただし、除外となるもの

- (1) 公益上、迅速又は緊急を要するもの
- (2) 町税又は負担金、使用料、手数料その他これらに類する料金の額又は料率に関するもの
- (3) 法令等の規定の廃止に伴う関連計画等の廃止に関するもの
- (4) 法令等の制定又は改廃に伴う関連規程の整理その他の軽微な変更に関するもの
- (5) 法令等の規定によるもので、内容の決定に際し町長の裁量の余地がないもの
- (6) 地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの
- (7) 法令又は条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続が実施されるもの
- (8) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又は町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等が、この規則に準ずる手続を経て報告、答申等を行ったもの

○パブリックコメントの流れ

条例・計画素案の作成

各種審議会等において、1～2年に渡り、素案を作成する。

【参考】町民の意見反映の主な手段

- ①公募委員：附属機関及び町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的に要綱等により設置される協議会、委員会には、1～2人以上の公募委員を募集する。
- ②意見聴取：計画作成の参考資料とするため、町民へのアンケートや当事者団体・支援者団体等への聞き取り調査等を実施する場合がほとんど。

周 知

パブリックコメントを実施する旨を、町広報や自治会の回覧において周知する。

半月～1か月程度

開 始【資料】

条例や計画素案・計画概要版（A4 数枚にまとめたもの）の素案を次の施設に配架するとともにホームページでも掲載する。

ア 寒川町役場

ウ 寒川町民センター分室

オ 寒川町南部文化福祉会館

キ 寒川総合体育館

ケ 町長が特に必要と認める施設

イ 寒川町民センター

エ 寒川町北部文化福祉会館

カ 寒川町健康管理センター

ク 寒川総合図書館

対象者は、「①町内在住 ②町内在勤または在学 ③町内企業、民間非営利団体その他の団体」

回答は、①閲覧場所に設置する意見募集箱 ②所管課へ直接提出、郵送、ファックス、Email

30日以上

受付終了

意見募集期間終了ののち、所管課において意見への回答作成。条例・計画素案への意見反映を行う。

1か月半～2か月程度

実施結果の公表【資料】

ホームページに掲載するとともに、閲覧施設に資料を配架する。

